

健保組合から個人情報保護に関する大切なお知らせ

平成 17 年 4 月 8 日

被保険者および

被扶養者の皆さんへ

オートバックス健康保険組合

同意項目の確認について（通知）

個人情報保護法では、「実施前に加入者の同意が必要な項目の中には、加入者の利益になるものまたは事業者（当健康保険組合）側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも加入者にとって合理的といえないものについては、実施前（新規加入者については加入時）にあらかじめ加入者の同意を得ていれば、事業者（当健康保険組合）の定めた方法で実施できる項目がある」と定められています。同意の通知については加入者一人ひとりに通知するよう求められていますが、その方法は、加入者一人ひとりが容易に知り得る方法でよいことになっています。従って同意を得る方法は「明示の同意」ではなく「默示の同意」でよいことになっています。

当健康保険組合は、その趣旨に該当すると判断する下記の項目について実施方法をお知らせしますので皆様のご理解とご協力を願いいたします。

なお、この通知に同意されない人は、被保険者証の記号番号、氏名、同意できない理由を記載した文書でもって、当健康保険組合へ申し出てください。申し出がなかった場合は、「默示の同意」があったものと見なします。

1. 通知の方法

本来、健康保険組合の加入者一人ひとりに通知する必要がありますが、同内容を加入者一人ひとりに通知するのは、当健康保険組合側の負担が膨大となり、加入者にとっても合理的といえません。よって、「被保険者および被扶養者の皆さんへ」とし加入者(家庭)単位の被保険者宛に通知します。この方法は加入者一人ひとりが容易に知り得る最善の方法と考えられます。

2. 同意の方法

明示の同意は、加入者一人ひとりから文書で同意を得ることですが、この方法では、当健康保険組合の負担が膨大になり、加入者にとっても合理的とはいえません。よって、当健康保険組合の負担が膨大にならず、かつ、加入者にとっても合理的な方法と判断される「默示の同意」によることにしました。

默示の同意とは、通知に対して、同意しない人のみが申し出る方法であり、申し出なかった人は、同意したと見なす方法です。このような通知の同意の確認方法としては、合理的な方法と判断されます。

3. 黙示の同意の方法で実施する項目

当健康保険組合では現在、

- ① 「高額療養費」が発生した場合、当健康保険組合で自動計算し、被保険者分も被扶養者分も含めて発生の都度「支給決定通知書」で被保険者宛に通知し、被保険者の口座に直接振り込んでいます。
- ② 現金給付（給付金、補助金）についても被保険者分も被扶養者分も含めて「支給決定通知書」で被保険者宛に通知し、被保険者の口座に直接振り込んでいます。
- ③ 医療費通知については「医療費のお知らせ」で被保険者に通知しています。
- ④ 人間ドックなどの検診受診料の「差額の請求書」が必要な場合は、世帯分をまとめて、事業主経由または被保険者本人に直接通知しています。

以上の項目について当健康保険組合では、法施行後も従来どおりの方法にて実施いたします。

以上